

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第 5 号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）附則第20項の規定に基づき、法第 7 条第 4 項の規定により公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体（以下「委託団体」という。）の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定めるものとする。

(専従の期間に関する特例)

第 2 条 別表の左欄に掲げる委託団体に係る法附則第20項の規定により読み替えられた法第55条の 2 第 3 項の人事委員会規則で定める期間は、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

委託団体	期間
若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、南部町、江府町、鳥取県町村職員退職手当組合、鳥取県町村消防災害補償組合、米子市日吉津村中学校組合、鳥取県東部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合及び南部箕蚊屋広域連合	7 年
上記以外の委託団体	5 年